

令和 7 年 第 1 回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 1 月 8 日（水） 16 時 00 分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5 階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	欠 席	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	欠 席
19	柴田 紳一郎				

○農地利用最適化推進委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱部 紘平	2	欠 席	3	三好 哲秀
4	脇水 雅弘	5	木村 高規	6	河野 辰也
7	菊池 仁志	8	欠 席	9	正 和幸
10	松浦 喜孝	11	二宮 直樹	12	河野 伊都夫
13	浅野 治男	14	欠 席	15	上田 好孝
16	清水 勝正	17	宮本 賢治		

○出席職員

事務局長 松本 有加
事務局次長 松浦 秀紀
事務局 福泉 智久、木村 有美

○欠席委員

農業委員 4 番 樋田 都委員
農業委員 1 8 番 菊池 健三委員
推進委員 2 番 菊池 政弘委員
推進委員 8 番 毛利 新吾委員
推進委員 1 4 番 井上 哲夫委員

4. 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人選出

第 3 付議案件について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 3 件

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 1 件

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権設定) 3 3 件

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(一括方式) 2 件

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について 2 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 6 年度 東京市場及び流通調査視察研修について
- ・「農業者年金加入促進部長」活動記録簿について
- ・農業委員会手帳について
- ・利用権設定等促進事業（相対契約）の廃止及び受付締切日について
- ・第 2 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 7 年第 1 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19 名中 17 名で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は、4 番、「樋田 都」委員、18 番、「菊池 健三」委員です。

本日は、農業委員農地最適化推進委員合同総会となります。よろしくお願ひいたします。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは議事録署名人に「5 番、木口 金富」委員、「6 番、西川 正則」委員を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。
議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
番号 1 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 1 号番号 1 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「230 m²」、
外 3 筆、計「990 m²」、3 条無償移転です。
譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」
譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」
申請事由としては、譲渡人は、遠方にいて管理ができないため農地を処分したい。譲受人は、農地を譲り受けて耕作したい、であります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

2 番 この譲渡人の「〇〇〇〇」さんは高齢のため、もう農業を辞めたいということです。譲受人の「〇〇〇〇」さんは、「〇〇〇〇」を経営されている「〇〇〇〇」さんです。〇〇〇〇に農業しておりますので、

何ら問題ないと思います。承認のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 2 と 3 を一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号 2 から 3 について一括して説明します。
番号 2、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、「畑」、現況、「宅地」、面積、「162 m²」。3 条有償移転です。
譲渡人、「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」
譲受人、「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」

申請事由としては、譲渡人は、高齢のため、農地を譲り渡したい。
譲受人は、農地を譲り受けて耕作に励みたい、であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、番号 3 について説明します。

農地の所在、「〇〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「118 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、遠方に住んでいて、管理できないため、農地を譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて耕作に励みたい、であります。本議案につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 この2と3の土地は、〇〇〇〇の国道沿いにありまして、国道沿いのすぐ表側が新聞屋さん、それから、かつて、かまぼこ、天ぷらを作っていた工場があったんですがそこはもう更地になっております。その後ろにあります。新聞屋さんのお家を、「〇〇〇〇」さんが買われて、そこを宅地にして新しい家を建ててくれたそうです。その裏にある土地です。この2つの畑は現在あんまり農地としては利用された状態ではありませんが、家を建てた後、そこを菜園として、農業をしていくという形になっているものです。特に、問題があるようにはございませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号2, 3について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

番号1について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第2号、番号1について説明します。2筆分となります。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、「畑」、現況、「畑」、面積「231㎡」、2筆目ですが「〇〇〇〇」、地目「畑」、現況「道路」、市道の一部となっていて、現在は、市道で、道路になっております。面積「10㎡」合計「241㎡」、所有権移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、現在は無職の方です。

譲受人、「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。〇〇〇〇です。〇〇〇〇で働いております。転用目的は、一般の個人住宅用地です。転用の理由といたしましては、譲渡人は、高齢で、財産の整理をするために売却するものです。譲受人は、現在、夫と同居しておりますが、将来的に子供

が生まれることを想定し、子育ての環境を考えて、公園の近隣で新築を建築したく、申請をするものです。〇〇〇〇地区と〇〇〇〇地区を連結する高規格道路インターチェンジに近く、今後予定されている〇〇〇〇への全線開通に伴って、広範囲の通勤圏内となり、住宅地として有望な〇〇〇〇地区にある当地の転用を申請するというものです。続いて参考資料の 1 ページの位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇から南に「392m」、〇〇〇〇から「506m」、〇〇〇〇から東に「515m」、また〇〇〇〇の市道 1 本挟んで隣のところに位置しておる状況です。隣接地にも民家があり、前面道路に水道管、下水道管が埋設しており、4 メートル以上の道路のため、建築確認可能な道路の沿道となります。容易にこれらの便益を享受でき、かつ、概ね 500 メートル以内に二つ以上の教育施設、医療施設、都市公園などの公共公益的施設があることから、市街地の区域にある農地に該当するため、第 3 種農地となります。この第 3 種農地の転用は同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や、周辺の営農状況への支障等、特段問題がなければ許可できるものと考えます。参考資料の 2 ページ目に地番地目図、3 ページ目に土地利用の計画図、4、5 ページに現況の写真、7 から 8 ページに平面図、9 ページ目に立面図を掲載しておりますので、ご確認いただいたらと思います。以上で説明を終わります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 現地は、今、位置図の説明があったように、〇〇〇〇の運動公園、ソフトボールをしたりする公園のすぐ近くにあり、また、4 ページにある写真のようにすぐ隣に民家があり、農地としての利用はほとんどされてない状況である土地であります。ただ、デコポンが数本植わっておりますが、あまり手入れしてあるふうにはありませんでした。「〇〇〇〇」さんがもう高齢で、あまり農地としての利用はされてないんじゃないかなと思います。隣にそういうふうに家もあるということなので、特に問題はないと思われます。以上です。

議 長 議案第 2 号、番号 1 について何かご意見ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、利用権設定を上程します。
番号 1 について事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明の前に追加資料のお知らせです。机の上にホッチキスで止めている 4 枚の資料がございます。これは 1 月に終期を迎える契約の再設定の追加分ですので、委員からの説明等は省略されますが資料には追加しておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。
それでは、番号 1 について説明します。
利用権を設定する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「1,128 m²」、他 1 筆、合計「1,356 m²」新規の賃貸借です。
利用権を設定する者、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」となっております。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 よろしく申し上げます。「〇〇〇〇」さんは、お父様が亡くなられて、この息子さんということで、「〇〇〇〇」さん、この方も、お父さんから名義を変える形で「〇〇〇〇」さんが、新規になっているんですけど、今も作ってるような状況で、ただ名義を変えるような状況になっています。
何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
- 議長 ただいまの件について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 番号 2 から番号 33 までは、再設定の案件のため、説明は省略します。
地元委員の意見も省略します。

議 長 続きまして、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程いたします。
番号 1 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 中間管理機構を通した貸借です。
番号 1 について説明します。
利用権を設定する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「2,679 m²」、外 2 筆、合計「4,920 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。
ページは 16 ページです。

議 長 16 ページの案件、もう一度説明してください。

事 務 局 16 ページの一括方式について、もう一度説明させていただきます。
番号 1、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「2,679 m²」、外 2 筆、合計「4,920 m²」。新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」。賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 それでは 1 番の説明をします。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇の 0B で
あらせられまして、〇〇歳、〇〇〇〇の人です。「〇〇〇〇」さんは、
〇〇歳、〇〇〇〇出身の I ターンで、農業、みかんづくりをしたいた
めに〇〇〇〇に来て、研修を積んで、〇〇〇〇でみかんづくりを現在

やっております。「〇〇〇〇」さんは、もともとこの畑は別の方に貸しておられたんですけれども、その方と「〇〇〇〇」君がお友達で「〇〇〇〇」君が畑をちょっと探している状態なので、その方が「〇〇〇〇」君に、私が作りよる畑を作ってみるかということで、「〇〇〇〇」さんに話を持っていて、お互いが承諾した感じで、この話が成り立ちました。

何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号1について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 番号2については、再設定のため省略をいたします。

議 長 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届け出について」、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明します。まず、訂正の連絡です。番号が52となっておりますが、番号1の間違いですので、左端にある番号欄の52を1に訂正をお願いいたします。17ページの左端の番号が52なのですが、1の間違いですので、1をお願いいたします。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,128 m²」、他1筆、合計「1,356 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇」。

解約の理由、「借受人を変更するため」となっております。

以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 17時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年1月8日

会 長 菊 池 眞 策

議事録署名人 木 口 金 富

議事録署名人 西 川 正 則